

区市町村税のあらまし

以下の税金は、区市町村税です。このほかにも、3ページにあるとおり、様々な種類の区市町村税があります。それぞれの詳細については、区・市役所、町村役場（92ページ参照）へお問い合わせください。

個人住民税（区市町村民税）

個人の都民税と区市町村民税をあわせて、一般に「個人住民税」と呼びます。

個人住民税は、区市町村が都民税分と区市町村民税分をあわせて課税します。

詳細については、区・市役所、町村役場へお問い合わせください（個人住民税については、6ページ以降をご覧ください。）。

法人住民税（市町村民税）

都内に事務所や事業所などがある法人に課税される税金で、都民税と市町村民税の2つがあり、あわせて「法人住民税」といわれています。23区内の法人は、都の特例として市町村民税相当分もあわせて都民税として都税事務所に申告して納めます。市町村にある法人は、市役所・町村役場に市町村民税を申告して納めます（法人住民税については、26ページ以降をご覧ください。）。

軽自動車税

4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有する方に課税されます。区・市役所、町村役場から送付する納税通知書で、4月又は5月に納めます。

詳細については、住所地の区・市役所、町村役場へお問い合わせください。

税率は

車種		年額(標準税率)	
原動機付自転車	二輪のもので	総排気量50cc以下又は定格出力600W以下	2,000円
		総排気量50cc超90cc以下又は定格出力600W超800W以下	2,000円
	〃	総排気量90cc超又は定格出力800W超	2,400円
	三輪以上のもので	総排気量20cc超又は定格出力250W超	3,700円*1
軽自動車	二輪（側車付を含む）		3,600円
	三輪		3,100円（3,900円）*2~4
	四輪以上	乗用	営業用 5,500円（6,900円）*2~4 自家用 7,200円（10,800円）*2~4
		貨物用	営業用 3,000円（3,800円）*2~4 自家用 4,000円（5,000円）*2~4
二輪の小型自動車		6,000円	

*1 規格により年額2,000円のものもあります。

*2 ()内は、平成27年度以後に最初の新規検査を受けるものに適用される税率です。

*3 平成29年度又は30年度に新規取得され、一定の排出ガス及び燃費性能を備えた軽自動車（新車に限る。）については、取得の翌年度分に限り、税率を概ね75%～25%軽減する措置（グリーン化特例）が講じられます。

*4 最初の新規検査から13年を経過した四輪車等については、平成28年度から約20%重課されます。

〈軽自動車の登録などに関するお問い合わせ先〉

軽自動車検査協会

東京主管事務所

（品川・世田谷ナンバー）050-3816-3100

東京主管事務所練馬支所

（練馬・杉並ナンバー）050-3816-3101

東京主管事務所足立支所

（足立ナンバー）050-3816-3102

東京主管事務所八王子支所

（八王子ナンバー）050-3816-3103

東京主管事務所多摩支所

（多摩ナンバー）050-3816-3104

（注）申請により減免になる場合があります。詳しくは、区・市役所、町村役場へお問い合わせください。

入湯税

環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設などの整備や観光の振興に要する費用に充てるための目的税です。浴場の入湯客に対し、1人1日につき150円（標準税率）が課税されます。浴場の経営者が入湯客から税金を預かり、区・市役所、町村役場に申告して納めます。詳しくは、区・市役所、町村役場（92ページ参照）へお問い合わせください。

納税と課税について

● 都税の納付方法

(詳しくは、東京都主税局ホームページ「税金の支払い」からご確認いただけます)。

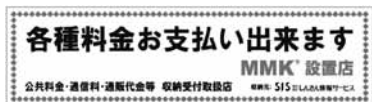
窓口での納付

- 都税事務所・都税支所・支庁 (自動車税については、左記のほか都税総合事務センター・自動車税事務所)
- 金融機関・郵便局 (一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。)
- コンビニエンスストア
 - ・ 1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書 (バーコードがあるもの) に限ります。



ー利用可能なコンビニエンスストアー (50音順)

くらしハウス コミュニティ・ストア サークルK サンクス スリーエイト 生活彩家
セブン・イレブン デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア ファミリーマート
ポプラ ミニストップ ヤマザキスペシャルパートナーショップ ヤマザキデイリーストアー
ローソン MMK設置店* (コンビニ以外の店舗を含む。ただし、無人端末及び金融機関内端末は除く。)

*「MMK設置店」とは、MMK (マルチメディアキオスク) 端末が設置されているコンビニエンスストアやドラッグストア等の店舗を表します。収納可能な店舗には、「MMK設置店」のステッカー (右図) が店頭に表示されています。



ペイジー (Pay-easy) 納付

- 金融機関・郵便局の  (ペイジー) 対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング
 - ・ ①  (ペイジーマーク) の付いている都税の納付書をお持ちの場合、② eLTAXによる電子納税サービスをご利用の場合*に、納付できます。
 - ・ 領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、納付書を持参の上で金融機関等の窓口又はコンビニエンスストアでご納付ください。車検用の納税証明が必要な方は、71ページ「車検用の納税証明が必要な方へ」をご覧ください。なお、ペイジー等で納付した場合に限り、「納税確認書」を発行していますので、ご希望の方は各都税事務所までご連絡ください。
 - ・ 新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングを利用する方は、事前に金融機関への申込みが必要です。
 - ・ システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。

* eLTAXによる電子納税サービスは、eLTAXで電子申告を行った法人の事業税・地方法人特別税・法人の都民税、事業所税 (23区内) の納付及び法人の事業税・地方法人特別税・法人の都民税の見込納付 (確定申告分のみ) について利用できます (詳しくは32ページをご覧ください)。

パソコン・スマートフォン等からのクレジットカード納付

パソコンやスマートフォン等から、インターネットの専用サイト（都税クレジットカードお支払サイト）にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます（税額に応じた決済手数料がかかります。）。

詳しくは、都税クレジットカードお支払サイト（<https://zei.metro.tokyo.lg.jp/>）をご覧ください。

●クレジットカードで納付できる主な税目

自動車税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋（23区内））、固定資産税（償却資産（23区内））、個人の事業税、不動産取得税

●注意事項

- ・税額が100万円未満の納付書に限り、クレジットカードで納付できます。
- ・税額のほかに、税額に応じた決済手数料（最初の1万円までは73円、以降税額が1万円増えるごとに73円が加算されます（消費税別。）。）がかかります。
- ・お支払手続きが完了すると、支払の取消しや決済手数料の返金はできません（税額が還付される場合でも、決済手数料は返金できません。）。
- ・領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、都税事務所・金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付してください。車検用の納税証明が必要な方は、71ページ「車検用の納税証明が必要な方へ」をご覧ください。
- ・継続払いはできません。昨年度お手続きをされた方も、今年度ご利用の際は再度お手続きが必要です。
- ・納税証明書はすぐに発行できません。納税証明書が発行可能となるのは、お支払手続き完了から約10日後です。
- ・システムメンテナンスのため、毎週月曜日午前1時～午前7時は利用できません。
- ・利用できるクレジットカードは、以下のマークがついているものです。

VISA、MasterCard、JCB、American Express、Diners Club、TS CUBIC CARD



- ・都税事務所・金融機関等の窓口やコンビニエンスストアではクレジットカードは利用できません。専用サイト（都税クレジットカードお支払サイト）よりお手続きください。

都税クレジットカードお支払サイト

検索

□座振替

口座振替は、ご利用している預（貯）金口座から、納期の末日（納期限）に自動的に納税できる便利な制度です。

●口座振替がご利用できる都税

- ・個人の事業税
 - ・固定資産税・都市計画税（土地・家屋（23区内））*
 - ・固定資産税（償却資産（23区内））*
- （*随時課税分については、口座振替の利用はできません。）

●取扱金融機関

東京都公金収納取扱金融機関（一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。）

●申込方法（次のいずれかの方法でお申し込みいただけます。）

- ・東京都主税局ホームページから「都税口座振替（自動払込）依頼書（ダウンロード専用依頼書）」をダウンロード・印刷し、必要事項をご記入のうえ、郵送にてお申し込みください。

- ・都の公金を取り扱う銀行等の金融機関及び郵便局の窓口で、都税口座振替依頼書（3枚複写式）に必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。その際には、(1) 預（貯）金通帳、(2) 通帳届出印、(3) 納税通知書をご持参ください。（楽天銀行につきましては、銀行ホームページから申込手続を行うことができます。）
- ・納税通知書（固定資産税の随時課税分を除く。）に同封されている都税口座振替依頼書（ハガキ式）に必要事項をご記入のうえ、ポストに投函してください。

●申込期限

口座振替を開始しようとする月の前月の10日（土・日・休日にあたるときはその翌開庁日）まで（納期限が土・日・休日にあたる場合は、その翌開庁日が納期限となります。これにより、納期限が翌月となった場合は、前々月10日までに申し込みください。）

●その他


東京都主税局ホームページに口座振替に関するよくあるご質問を掲載しています。


<口座振替のお問い合わせ先>

主税局徴収部納税推進課 03-3252-0955（平日9時～17時）

※住所の変更や課税の内容については、所管の都税事務所へお問い合わせください。

車検用の納税証明書が必要な方へ

車検を受ける運輸支局等の窓口で自動車税の納税確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時に納税証明書の提示が省略できます。（ペイジー）納付及びパソコン・スマートフォン等からのクレジットカード納付でご納付いただいた場合、車検用の納税証明書は郵送されません。

車検用の納税証明書が必要な方は、（ペイジー）納付の場合は納付の約1週間後、パソコン・スマートフォン等からのクレジットカード納付の場合は納付の約10日後に都税事務所・自動車税事務所等に申請してください。

車検が近い等お急ぎの場合は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付の上、納付書右端の納税証明書をご利用ください。

●滞納とは

滞納とは、定められた納期限までに全額納税しないことをいいます。

滞納すると、督促状等が発付されますが、それでも納めていただけない場合は、滞納処分が行われます。

○滞納処分

滞納した税について、法律は「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは「財産を差し押さえなければならない。」と定めています。

納期限を経過しても納税いただけない場合は、全額納められた納税者との公平を保つため、その方の財産を差し押さえることとなります。差し押さえた後、滞納が続きますと、やむを得ず差押財産を換価（債権の取立てや不動産の公売等）し、都税に充当することとなります。これらの一連の手続きを滞納処分といいます。

● 納期限を過ぎた場合の延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、以下の率（年利）により計算します。

<平成26年1月1日以降>

延滞金	本則	特例	特例基準割合*3
納期限の翌日から1か月を経過する日まで	7.3%	特例基準割合+1%*1	各年の前々年10月から前年9月までの銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）を平均した割合に年1%の割合を加えた割合をいいます。
納期限の翌日から1か月を経過した日以降	14.6%	特例基準割合+7.3%*2	

*1 「特例基準割合+1%」が7.3%を超える場合は、本則が適用されます。

*2 「特例基準割合+7.3%」が14.6%を超える場合は、本則が適用されます。

*3 平成30年中における特例基準割合は1.6%です。

<平成25年12月31日以前>

延滞金	本則	特例	特例基準割合
納期限の翌日から1か月を経過する日まで	7.3%	特例基準割合*4	各年の前年11月30日を経過する時における商業手形の基準割引率に年4%の割合を加えた割合をいいます。
納期限の翌日から1か月を経過した日以降	14.6%	特例適用なし	

*4 平成12年1月1日～平成25年12月31日までの期間に適用される特例です。

特例基準割合が7.3%を超える場合は、本則が適用されます。

延滞金の計算

<平成26年1月1日以降>

$$\text{延滞金} = \frac{\text{税額} \times \text{日数 A} \times (\text{特例基準割合} + 1\%)}{365 (\text{日})} + \frac{\text{税額} \times \text{日数 B} \times (\text{特例基準割合} + 7.3\%)}{365 (\text{日})}$$

<平成25年12月31日以前>

$$\text{延滞金} = \frac{\text{税額} \times \text{日数 A} \times \text{特例基準割合}}{365 (\text{日})} + \frac{\text{税額} \times \text{日数 B} \times 14.6\%}{365 (\text{日})}$$

日数A：納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の日数

日数B：納期限の翌日から1月を経過した日から、納付日までの期間の日数

(注1) 100円未満の端数又は全額が1,000円未満の延滞金はその全額を切り捨てます。

(注2) 法人の事業税・地方法人特別税・法人の都民税で確定申告書の提出期限の延長を受けた期間内の延滞金の率は商業手形の基準割引率(従来のいわゆる公定歩合)により変わります。平成26年1月1日以降の延滞金の率については、特例基準割合により変わります。

● 申告納付（納入）にかかる加算金

法人の事業税や軽油引取税、事業所税等の申告納付（納入）する税金には、申告額が少なかったり、申告期限に遅れたりすると加算金がかかります。

過少申告加算金	期限内申告で、その申告が実際より少額であったため、増額の更正を受けた場合など	増差税額の10%（15%）
不申告加算金	期限内に申告をしなかった場合	税額の5%又は15%（20%） （さらに10%を加算する場合があります。)*
重加算金	故意に税を免れようとした場合	増差税額の35%又は40% （さらに10%を加算する場合があります。)*

*平成29年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものに適用されます。

● 過誤納金の還付、充当

納め過ぎた都税や誤って納めた都税（過誤納金）は、還付します。ただし、還付を受ける方に、まだ納めていない都税がある場合には、その都税に充当することとなります。なお、この場合でも延滞金がかかることがあります。

その場合、過誤納金の発生理由により定められた日から還付の支出を決定した日又は充当した日までの期間に応じ、特例基準割合を用いて算出した額を還付又は充当すべき金額に加算します。

$$\text{還付加算金} = \text{過誤納金額} \times \text{日数} \times \text{特例基準割合} / 365 \text{日}$$

● 徴収猶予

次の場合で、一時に納税できないと認められるときは、納税が猶予されることがあります。猶予を受けようとする場合、納税者からの申請が必要です。

条 件	<ul style="list-style-type: none"> ○財産が災害（震災、風水害、火災など）を受けたり、盗難にあったとき ○納税者や生計を一にする親族が病気になるたり、負傷したとき ○事業を廃止したり、休止したとき ○事業に著しい損失を受けたとき ○上記に類する事実があったとき ○法定納期限後1年を過ぎてから課税されたとき
猶 予 の 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として1年以内です。 ○分割納付が認められます。 ○延滞金の割合は、特例基準割合を限度とし、それを超える部分に該当する延滞金は免除となります。なお、理由によっては全額免除される場合もあります。
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ○徴収猶予申請書 ○猶予を必要とする理由を証する書類（災害・盗難証明書、法人は最近の決算書類等） ○担保提供書、財産目録、収入収支の明細書など
担保の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として猶予金額に見合う担保が必要です。（国債、地方債、土地、保険付の建物、保証人の保証など） ただし、次のいずれかの場合、担保を提供する必要はありません。 <ul style="list-style-type: none"> ・猶予金額が100万円以下である場合 ・猶予の期間が3か月以内である場合 ・担保を提供することができない特別な事情がある場合
法人の事業税・地方法人特別税・法人の都民税、個人の事業税、不動産取得税、自動車取得税、軽油引取税、特別土地保有税には、それぞれ独自の徴収猶予制度があります。	

● 不服の申立てや訴訟～納税者の救済制度～

都税の課税や徴収などに不服がある場合には、地方税法、行政不服審査法及び行政事件訴訟法により、不服申立てや取消訴訟の権利が保障されています。

納税通知書、更正・決定等通知書、督促状などに、不服申立て及び取消訴訟の提起期間等についての記載がありますので、ご覧ください。

不服申立て*1	<p>都税の課税や徴収などの処分不服がある場合、原則として、処分のあったことを知った日（例えば、納税通知書を受け取った日）の翌日から起算して3か月以内*2に、東京都知事に審査請求をすることができます。審査請求書は必ず書面（正副2通）で東京都知事あてに提出してください。なお、審査請求書の提出は、都税事務所長又は支庁長を経由して行うこともできます。</p>
取 消 訴 訟	<p>取消訴訟は、原則として、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないなどの場合には、裁決を経ないでも提起することができます。</p>

* 1 固定資産税・都市計画税に関する事項のうち、固定資産課税台帳に登録された価格について不服があるときは、東京都固定資産評価審査委員会に対し、審査の申出をすることができます（審査の申出については、46ページをご覧ください。）。

* 2 滞納処分については、地方税法に審査請求期間の特例が定められています。

● 納税管理人制度について

納税義務者が、都内に住所・居所・事務所・事業所を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理するための納税管理人を定めなければなりません。

詳しくは、所管の都税事務所へお問い合わせください。

(1) 対象の都税

個人の事業税、個人の都民税*、法人の事業税、法人の都民税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、自動車税、鉦区税、固定資産税・都市計画税、特別土地保有税、事業所税

* 個人の都民税は区市町村民税とあわせて課税されています。個人の都民税の納税管理人を定める手続きについては、区・市役所、町村役場へお問い合わせください。

(2) 納税管理人になることができる方

都内に住所等を有する方（法人を含む）

(3) 手続き

所管の都税事務所に、「納税管理人申告書」をご提出ください。なお、様式は都税事務所のほか、主税局ホームページからもダウンロードできます。

● 課税権の期間制限と徴収権の消滅時効

都税の課税や更正・決定が無制限に過去にさかのぼってされたり、納め忘れた税金を相当の年数を経過して催告されたりすることがあると、納税者はいつまでも不安定な状態に置かれることになります。

そこで、課税や徴収を一定期間内に行わないと、その権限がなくなってしまう制度が設けられています。

(1) 課税することができる期間

法定納期限（納期を分けているものは、第1期の納期限。その都度課税できる不動産取得税や自動車取得税などは、課税できることとなった日）の翌日から起算して、次の期間を過ぎると課税できなくなります。

内 容		課税できる期間
(1) 新たに課税、又は増額する場合	ア 普通徴収の方法による都税（イを除く。）	3年間
	イ 不動産取得税、固定資産税・都市計画税	5年間
	ウ 申告納付、特別徴収の方法による都税、加算金	
(2) 税額・加算金を減額する場合		7年間
(3) 偽りや不正行為があった場合		
(4) 特 例	納税者等から不服の申立てや訴訟の提起があった場合	(1)～(3)の期間を過ぎても裁決や判決の日から6か月間課税できます。
	更正をすることができないこととなる日前6か月以内に更正請求があった場合、その更正に伴う加算金の決定をする場合	(2)の期間を過ぎても更正請求があった日から6か月間課税できます。
	住民税、事業税、地方法人特別税や地方消費税で国の所得税、法人税や消費税の更正・決定等があった場合	その処分等があった日から2年間課税できます。

(2) 徴収権の消滅時効

原 則	法定納期限又は上の表(4)の特例の場合において裁決や判決、処分等があった日の翌日から5年間権利を行使しないと、税の徴収権は消滅します。
時 効 の 中 断	督促、差押えなどの理由で、時効が中断すると、その事由が終了した日の翌日から改めて5年間の時効期間が進行します。
偽りや不正があるとき	上の表(3)の場合は、法定納期限の翌日から最長2年間は時効が進行せず、実質的な時効は7年間になることがあります。
徴収又は換価の猶予をしている期間	猶予期間内は時効は停止し、進行しません。

● 減免（主なもの）

納税者や課税対象に特別の事情があるときには、都税の減免が認められる場合があります。減免を受けようとする方は、原則として納期限までに都税事務所・都税支所・支庁*に、必要書類を添付して減免申請書を提出することが必要です。

* 自動車税・自動車取得税の場合は、都税総合事務センター、自動車税事務所、都税事務所、都税支所又は支庁

税 目	主な減免理由又は減免対象																																										
個人の都民税	○災害により損害を受けたときや生活保護法により生活保護を受けているなどの理由で、個人の区市町村民税が減免されたこと (手続き等は、お住まいの区市町村にお問い合わせください。)																																										
個人の事業税	○生活保護法により生活扶助を受けていること ○災害、盗難、横領などによって損害を受けたこと ○高額な医療費の支出があったこと ○納税者又は扶養親族が障害者又は特別障害者であること ○省エネルギー設備又は再生可能エネルギー設備を取得したこと																																										
法人の事業税	○省エネルギー設備又は再生可能エネルギー設備を取得したこと (中小企業者向け)																																										
不動産取得税	○都市再開発法に基づく権利変換手続により不動産を取得したこと ○取得した不動産がその不動産取得税の納期限までに災害等により滅失・損壊したこと又は滅失・損壊した不動産に代わる不動産を、災害等の後3年以内に取得したこと ○公共事業による立退きで、一定期間内に代わりの家屋を取得したこと ○土地区画整理法による土地区画整理事業に伴い、一定期間内に代わりの家屋を取得したこと																																										
固定資産税 都市計画税 (23区内)	○生活保護法により生活扶助等を受けている方の所有する固定資産 ○相続税法の規定により物納された固定資産 ○賦課期日(1月1日)後に、国等へ無償で譲渡された固定資産、又は無償で貸与し、公用もしくは公共の用に供している固定資産 ○災害等により滅失又は甚大な損害を受けた固定資産																																										
自動車税 自動車取得税	<p>○公益のため直接専用する自動車 ○構造上もっぱら障害者の方が利用する自動車 ○一定の要件を満たす障害者の方又は生計を一にする方が所有する自動車で、障害者の方自身が運転するもの又は生計を一にする方がその障害者の方のために運転するもの*</p> <p>*減免額には上限があります。詳しくは、50・51ページをご覧ください。</p> <p>(1) 身体障害者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害の区分</th> <th>身体障害者手帳</th> <th>障害の区分</th> <th>身体障害者手帳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下肢機能障害</td> <td>1級～6級</td> <td>音声機能又は言語機能障害</td> <td>3級 (こう頭摘出に係るものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>体幹機能障害</td> <td>1級～3級・5級</td> <td>心臓機能障害</td> <td>1級・3級・4級</td> </tr> <tr> <td>上肢機能障害</td> <td>1級・2級</td> <td>じん臓機能障害</td> <td>1級・3級・4級</td> </tr> <tr> <td>乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害</td> <td>上肢機能 1級・2級 移動機能 1級～6級</td> <td>呼吸器機能障害</td> <td>1級・3級・4級</td> </tr> <tr> <td>視覚障害(視力障害・視野障害)</td> <td>1級～3級・視力障害4級(4級の1)</td> <td>ぼうこう又は直腸機能障害</td> <td>1級・3級・4級</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害</td> <td>2級・3級</td> <td>小腸機能障害</td> <td>1級・3級・4級</td> </tr> <tr> <td>平衡機能障害</td> <td>3級・5級</td> <td>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害</td> <td>1級～3級</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>肝臓機能障害</td> <td>1級～4級</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 戦傷病者</p> <table border="1"> <tr> <td>戦傷病者手帳</td> <td>減免が受けられる障害の程度については、東京都自動車税コールセンターにお問い合わせください。</td> </tr> </table> <p>(3) 知的障害者</p> <table border="1"> <tr> <td>愛の手帳</td> <td>総合判定 1度～3度</td> </tr> </table> <p>(4) 精神障害者</p> <table border="1"> <tr> <td>精神障害者保健福祉手帳 (自立支援医療受給者証をお持ちの方に限ります。)</td> <td>1級</td> </tr> </table> <p>(注) 障害者の方1人に対して1台に限られています。</p>	障害の区分	身体障害者手帳	障害の区分	身体障害者手帳	下肢機能障害	1級～6級	音声機能又は言語機能障害	3級 (こう頭摘出に係るものに限る。)	体幹機能障害	1級～3級・5級	心臓機能障害	1級・3級・4級	上肢機能障害	1級・2級	じん臓機能障害	1級・3級・4級	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 1級・2級 移動機能 1級～6級	呼吸器機能障害	1級・3級・4級	視覚障害(視力障害・視野障害)	1級～3級・視力障害4級(4級の1)	ぼうこう又は直腸機能障害	1級・3級・4級	聴覚障害	2級・3級	小腸機能障害	1級・3級・4級	平衡機能障害	3級・5級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級			肝臓機能障害	1級～4級	戦傷病者手帳	減免が受けられる障害の程度については、東京都自動車税コールセンターにお問い合わせください。	愛の手帳	総合判定 1度～3度	精神障害者保健福祉手帳 (自立支援医療受給者証をお持ちの方に限ります。)	1級
障害の区分	身体障害者手帳	障害の区分	身体障害者手帳																																								
下肢機能障害	1級～6級	音声機能又は言語機能障害	3級 (こう頭摘出に係るものに限る。)																																								
体幹機能障害	1級～3級・5級	心臓機能障害	1級・3級・4級																																								
上肢機能障害	1級・2級	じん臓機能障害	1級・3級・4級																																								
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 1級・2級 移動機能 1級～6級	呼吸器機能障害	1級・3級・4級																																								
視覚障害(視力障害・視野障害)	1級～3級・視力障害4級(4級の1)	ぼうこう又は直腸機能障害	1級・3級・4級																																								
聴覚障害	2級・3級	小腸機能障害	1級・3級・4級																																								
平衡機能障害	3級・5級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級																																								
		肝臓機能障害	1級～4級																																								
戦傷病者手帳	減免が受けられる障害の程度については、東京都自動車税コールセンターにお問い合わせください。																																										
愛の手帳	総合判定 1度～3度																																										
精神障害者保健福祉手帳 (自立支援医療受給者証をお持ちの方に限ります。)	1級																																										
事業所税 (23区内)	○災害等により滅失又は甚大な損害を受けた事業所用家屋																																										
軽油引取税	○災害等により保有する未課税又は免税軽油が流出等の損害を受けたこと																																										

都税に関する証明等の手続きについて

納税証明書を取得するには

● 申請先

都税における納税証明書は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます。

証明の種類		申請先事務所
納税証明（一般用）	自動車税以外	全都税事務所、都税支所、支庁
	自動車税	全都税事務所、都税支所、支庁、都税総合事務センター、自動車税事務所
滞納処分を受けたことのないことの証明		全都税事務所、都税支所、支庁
酒類製造販売の免許申請のための証明		全都税事務所、都税支所、支庁
自動車税納税証明（継続検査等用）		全都税事務所、都税支所、支庁、都税総合事務センター、自動車税事務所

（注）地方法人特別税（国税）については、法人の事業税との合算額で証明を行います。

● 申請できる方

- (1) 証明事項に係る本人
- (2) 本人の代理人

● 証明書を申請する際に必要なもの

本人確認書類については79ページをご覧ください。

(1) 本人が申請する場合

申請者本人であることが確認できる書類

（注1）相続人の方が証明書を申請される場合は、相続人であることが確認できる書類（戸籍謄本及び除籍謄本等）をお持ちください。

（注2）申請者が法人又は法人の代表者である場合には代表者印の押印された申請書と申請者本人であることが確認できる書類が必要です。なお、代表者印とは商業登記法第20条に規定する法務局等へ提出した印です。

(2) 本人の代理人が申請する場合（(ア)と(イ)の両方が必要です。）

(ア) 委任状、同意書、代理人選任届等、本人の委任もしくは同意を受けていることが確認できる書類又は法定代理人であることが確認できる書類（法人からの委任状等には、代表者印の押印が必要です。なお、代表者印とは商業登記法第20条に規定する法務局等へ提出した印です。）

(イ) 代理人本人であることが確認できる書類（上記(1)と同じ）

● 証明の手数料は

(1) 納税証明（一般用）……………1枚1税目につき 400円

同一税目についての数年度分の証明は1件となります。固定資産税・都市計画税は、あわせて1税目と数えます。また、法人の事業税・地方法人特別税、法人の都民税は2税目と数えますので手数料は800円です。

例：1 固定資産税・都市計画税、不動産取得税の2税目について納税証明書を申請する場合

→手数料＝400（円）× 2（税目）× 1（通）＝ 800円

2 法人の事業税・地方法人特別税、法人の都民税の2税目について、2枚の納税証明書を申請する場合

→手数料＝400（円）× 2（税目）× 2（通）＝ 1,600円

(2) 滞納処分を受けたことのないことの証明……………1通につき 400円

(3) 酒類製造販売の免許申請のための証明……………1通につき 400円

※自動車税納税証明（継続検査等用）の発行手数料は無料です。

● 郵送で申請する場合は

本人確認書類については79ページをご覧ください。

証明書の申請は、郵送でも受け付けております。申請書、手数料*（定額小為替でお願いします）、返信用封筒（あて先を記入、郵便切手を貼ったもの）を同封のうえ、所管する都税事務所等までお送りください。証明書の返送先は、原則として、都税の納税通知書送付先又は都税事務所等に届けている住所（本店又は主たる事務所の所在地）になります。

*手数料は過不足のないように送付してください（ご不明な点は、都税事務所等でご確認ください。）。

● 評価証明書等の発行・閲覧を申請するには

● 申請先

(1) 証明発行の申請は、23区内のすべての都税事務所ですべて申請できます。

所管外の都税事務所へ申請された場合は、交付までに時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 閲覧の申請は、固定資産の所在する区にある都税事務所でのみ申請できます。

所管外の都税事務所では、閲覧できませんので、ご注意ください。

(注) 23区外の証明等は固定資産の所在する各市町村へお問い合わせください。

(92ページ参照)



● 申請できる方

	証 明			閲 覧		
	評価証明	関係証明	物件証明	課税台帳	名寄帳	地籍図
固定資産税の納税義務者（共有者も含みます。）	○	○	○	○	○	○
借地人・借家人*等	○	×	○	○	×	○
訴えを提起する方	○	×	○	×	×	○
所有者の方（賦課期日後に所有者となられた方）	○	×	○	○	×	○
その他法令等に基づく正当な理由を有する方（破産管財人等）	△	△	○	△	△	○

○ 申請できます △ 一部の方が申請できます × 申請できません

* 借りている土地や家屋について

土地（家屋）について、賃借料等の対価を支払って賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利を有していれば、土地（家屋）の固定資産課税台帳の閲覧申請及び固定資産評価証明書の交付申請をすることが可能です。なお、申請できる物件は、賃借権その他使用収益を目的とする権利を有している物件に限られます。

● 申請する際に必要なもの

本人確認書類については79ページをご覧ください。

書類については、原本を提示していただきます。

(1) 及び(2)に記載のない申請者に関する必要な書類については、東京都主税局ホームページをご覧ください。か、所管の都税事務所にお問い合わせください。

(1) 証明・閲覧事項に係る本人が申請する場合

申請者	必要な書類 (本人確認書類に加えて)
個人	なし (本人確認書類のみ)* ¹
法人の代表者	いずれか1つ { 代表者印の押印された申請書 法人の代表者であることの確認書類* ²
法人の従業員	どちらも必要 { 代表者印の押印された申請書 従業員であることの確認書類* ³

(2) 委任の場合の取扱い

委任者	受任者 (申請者)	窓口に来る者	必要な書類 (本人確認書類に加えて)
個人* ¹	個人		委任者からの委任状
法人	個人		(委任者の) 法人の代表者印の押印された委任状
個人	法人	代表者	必須 委任者からの委任状 いずれか1つ ・(受任者の) 代表者印の押印された申請書 ・(受任者の) 法人の代表者であることの確認書類* ²
		従業員	・委任者からの委任状 ・(受任者の) 代表者印の押印された申請書 ・従業員であることの確認書類* ³
法人	法人	代表者	必須 (委任者の) 法人の代表者印の押印された委任状 いずれか1つ ・(受任者の) 代表者印の押印された申請書 ・(受任者の) 法人の代表者であることの確認書類* ²
		従業員	・(委任者の) 法人の代表者印の押印された委任状 ・(受任者の) 代表者印の押印された申請書 ・従業員であることの確認書類* ³

- * 1 相続人の方が申請又は委任される場合、納税義務者の死亡したことが分かる書類 (除籍謄本等) 及び相続人であることが分かる書類 (戸籍謄本等) をお持ちください。
- * 2 代表者の氏名・住所が記載された商業登記簿謄本等をお持ちください。
- * 3 従業員証・保険証等をお持ちください。

● **手数料は** 詳しくは、23区内の都税事務所までお問い合わせください。

(1) 証明発行の手数料 1件*¹につき 400円*² (平成30年5月1日改定)

- * 1 土地、家屋又は償却資産に関する証明については、土地1筆、家屋1棟又は償却資産の種類ごとに、それぞれ1件と数えます。
- * 2 固定資産評価証明・固定資産関係証明・固定資産物件証明については、1回の申請で同一種類の証明を2件以上申請された場合、「土地又は家屋」、「償却資産」の別ごとに2件目以降1件につき100円となります (ただし、同一の所有者で、かつ資産の所在が同じ区内のものを申請された場合に限りです)。

(2) 閲覧の手数料 1回につき 300円

公簿の閲覧は、簿冊1冊をもって1回となります。

● **郵送で申請する場合は** 本人確認書類については79ページをご覧ください。

証明書等の申請は、郵送でも受け付けております。申請書、手数料* (定額小為替でお願いします)、返信用封筒 (あて先を記入、郵便切手を貼ったもの) 等を同封のうえ、**所管する都税事務所まで**お送りください。証明書の返送先は、原則として、固定資産の納税義務者 (所有者) の都税の納税通知書送付先又は都税事務所に届けている住所 (本店又は主たる事務所の所在地) になります。

* 手数料は過不足のないように送付してください (ご不明な点は、都税事務所等でご確認ください)。

閲覧と証明

申請できる方

- (1) 納税者本人
- (2) 本人の代理人
- (3) 法令等に基づく正当な理由を有する方

申請者の確認をします*

運転免許証 } など、1~2
健康保険証 } 種類の書類
身分証明書 } が必要です。
※詳細は、下記「都税に関する公簿の閲覧及び証明の申請時の本人確認書類について」をご覧ください。

代理人等の場合は

委任状 } なども必要
同意書 } です。
代理人選任届 }

閲覧

〔手数料〕
1回につき300円

閲覧できる公簿

- (1) 固定資産課税台帳
- (2) 土地・家屋名寄帳
- (3) 地籍図(どなたでも閲覧できます。)

証明

〔手数料〕
1税目1件につき400円*
(固定資産税と都市計
画税、法人の事業税と地
方法人特別税は、2税
目あわせて1件)

都税に関する証明

- (1) 納税(課税)証明
- (2) 固定資産評価証明
- (3) 固定資産関係証明
- (4) 固定資産物件証明
(どなたでも申請できます。)
- (5) その他

*都税に関する証明(2)~(4)については、78ページもご確認ください。

(注1) 土地・家屋に係る固定資産課税台帳の閲覧及び固定資産評価証明書の交付については、借地人・借家人(対価が支払われるものに限る。)の方も申請できます。申請にあたっては、下記「本人確認書類」のほか、借地人・借家人であることが確認できる書類(賃貸借契約書等)もあわせて必要です。転借権を有する方は、転賃借契約書及び所有者と借地人・借家人の方の賃貸借契約書もあわせて必要です。

(注2) 土地、家屋又は償却資産に関する証明書については、土地1筆、家屋1棟又は償却資産の種類ごとに、それぞれ1件と数えます。

● 都税に関する公簿の閲覧及び証明の申請時の本人確認書類について

主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で閲覧と証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、閲覧・証明申請時の「本人確認」を厳格に行っています。

○ 窓口で申請される場合

申請される方の身分を証明できる書類のうち、次のいずれかの組み合わせでの提示をお願いします。

■ 窓口で提示いただく「本人確認書類」■

申請される方が本人と確認できる官公署が発行した書類

顔写真付き

- 運転免許証
- 旅券(パスポート)
- マイナンバーカード(個人番号カード) など

顔写真なし

- 国民健康保険等の被保険者証
- 国民年金手帳 など

A、B以外の特定の本人名義の書類

- 国税又は地方税の納税通知書
- クレジットカード・キャッシュカード
- 東京都シルバーパス
- 法人が発行した身分証明書(顔写真付き) など

A から
1 種類

又は

B から
2 種類

又は

BとCからそれぞれ1種類
※Cから2種類は不可

【例】 (○) B国民年金手帳 + C納税通知書 (×) C納税通知書 + Cクレジットカード

※申請者(窓口に来られた方)の本人確認書類(原本)の提示が必要です。

※A及びBの「本人確認書類」については、原則として写しをとらせていただきますのでご了承ください。

○ 郵送で申請される場合

- ・ 証明書等は、原則として、①納税通知書送付先、②都税事務所等に届けている住所(本店又は主たる事務所の所在地)のいずれかに送付します。
- ・ 申請書の記載内容(証明書等の対象、申請者等)が、課税台帳等に登録されている内容と一致し、証明書等の送付先が①又は②である場合は、「本人確認書類」等は不要です。
- ・ 上記①又は②以外への送付を希望される場合は、手続き等について、所管する都税事務所等へお問い合わせください。
- ・ 転送不要郵便にてお送りします。

- ◆ 本人確認書類等の提示又は提出があった場合でも、必要と判断した場合は、口頭質問や電話確認等を行います。
- ◆ 都税について課税されていない方が、滞納処分を受けたことのないことの証明及び酒類製造販売の免許申請のための証明を窓口又は郵送で申請される場合に必要となる本人確認書類については、東京都主税局ホームページをご覧ください。

社会保障・税番号(マイナンバー)制度について

◆マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、複数の機関が保有する個人情報を同一人の情報であるということを確認するためのものであり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されました。

<個人番号>

日本国内の区市町村に住民票のある全ての方に通知される12桁の番号です。個人番号は、一生使うものです。番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、変更されませんので、大切にしてください。

<法人番号>

国税庁長官により指定される13桁の番号です。株式会社などの「設立登記法人」のほか、「国の機関」「地方公共団体」「その他の法人や団体」に対して1法人に1つ指定されます。

また、法人番号は、個人番号とは異なり利用範囲の制約がありません。国税庁の法人番号公表サイトで公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

【法人番号公表サイト】 <http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

◆情報セキュリティ対策

主税局で使用している税務システムは、外部ネットワークと切り離しており、特定個人情報（個人番号を含む個人情報）がネットワークを通じて外部に流出することがないよう対策しています。

【特定個人情報保護評価の実施について】 <http://www.tax.metro.tokyo.jp/jisshi/hyouka.html>

◆マイナンバーの記載と本人確認について

個人番号や法人番号の記入欄が設けられた申告書等を提出いただく際には、個人番号や法人番号をご記入いただくことになります。主な書類は、償却資産申告書（償却資産課税台帳）、法人住民税・事業税及び地方法人特別税の申請書・届出書、申告書（平成28年1月1日以後に開始した事業年度分から）等です。

【社会保障・税番号(マイナンバー)制度について】 <http://www.tax.metro.tokyo.jp/mynumber.html>

<本人確認>

個人番号を記載した書類を提出いただく際は、なりすまし防止のため本人確認をさせていただきます。都税事務所等の窓口で書類を提出される際は、次のいずれかの組み合わせでの提示をお願いします。

<本人が申告書等を提出する場合>

	番号確認	身元確認
ア	個人番号カードの裏面	個人番号カードの表面
イ	・通知カード ・住民票の写しや住民票記載事項証明書 (個人番号が記載されたもの)	【身分証明書(以下の書類から1点)】 ○運転免許証 ○パスポート など

<代理人が申告書等を提出する場合>

本人の番号確認	代理人の身元確認	代理権の確認
【以下の書類の写し】 ・本人の個人番号カード【両面】 ・通知カード ・住民票の写しや住民票記載事項証明書 (個人番号が記載されたもの)	【以下の書類から1点】 ○代理人の個人番号カード ○運転免許証 ○税理士証票 など ＜代理人が法人の場合＞ ○登記事項証明書 ○印鑑登録証明書 など +当該法人との関係を証する書類(社員証等)	・委任状【原本】 ・税務代理権限証明書 ・本人しか持ち得ない書類 (例：個人番号カード、保険証) など

※ 郵送時は、写しを同封してください。

※ 都税に関する証明等の申請時の「本人確認」(P79)とは異なります。



平成30年度地方税制改正等のあらまし

平成30年度 地方税制の改正（概要）

税金の種類	内 容	適 用																		
地方消費税	清算基準の見直し	平成30年4月1日以後の清算																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">指 標</th> <th colspan="2">割 合</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消費指標</td> <td>小売年間販売額</td> <td>75%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>サービス業対個人事業収入額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消費代替指標</td> <td>人口</td> <td>17.5%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>従業者数</td> <td>7.5%</td> <td>(廃止)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※以下の業種等に係る額を除外する。 (小売年間販売額) ・「百貨店」、「家電大型専門店」、「自動販売機による販売」等 (サービス業対個人事業収入額) ・「建物売買業」、「不動産管理業」、「医療、福祉」等</p>		指 標		割 合		改正前	改正後	消費指標	小売年間販売額	75%	50%	サービス業対個人事業収入額			消費代替指標	人口	17.5%	50%	従業者数
指 標		割 合																		
		改正前	改正後																	
消費指標	小売年間販売額	75%	50%																	
	サービス業対個人事業収入額																			
消費代替指標	人口	17.5%	50%																	
	従業者数	7.5%	(廃止)																	
個人住民税	基礎控除の見直し ・所得税における給与所得控除及び公的年金等控除の額を10万円引き下げる等の見直しと併せて、控除額を43万円(改正前33万円)に引き上げる。 ・合計所得金額が2,400万円を超える場合、その金額に応じて、控除額を段階的に引き下げ、2,500万円超は適用外とする。	平成33年度分以後																		
固定資産税	(1) 土地に係る負担調整措置について、商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、従前の仕組みを継続する。 (2) 中小事業者等が取得した、市町村の導入促進基本計画に適合する等の要件を満たす一定の機械・装置等について、最初の3年間、市町村の条例により課税標準をゼロ以上価格の1/2以下の範囲内とする措置を講じる。 (3) 特定生産緑地について、生産緑地と同様に農地評価とする。	(1) 平成30年度から32年度までの間 (2) 生産性向上特別措置法の施行の日から平成33年3月31日までの間に取得されたもの																		
不動産取得税	住宅及び土地の取得に係る標準税率(本則4%)を3%とする特例措置並びに宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の1/2とする特例措置について、平成32年度末まで3年延長する。	平成33年3月31日までの取得																		

税金の種類	内 容				適 用
地方たばこ税	(1) 紙巻きたばこに係る税率（千本当たり）の段階的引上げ				
		改正前	改正後		
			H30.10.1	H32.10.1	H33.10.1
	国計	6,122円	6,622円	7,122円	7,622円
	国	5,302円	5,802円	6,302円	6,802円
	たばこ特別税	820円	820円	820円	820円
	地方計	6,122円	6,622円	7,122円	7,622円
	道府県	860円	930円	1,000円	1,070円
	市町村	5,262円	5,692円	6,122円	6,552円
	合計	12,244円	13,244円	14,244円	15,244円
※国と地方あわせて1本当たり1円ずつ計3円引上げ					
(2) 加熱式たばこの課税方式の見直し					
<ul style="list-style-type: none"> ・新たに「加熱式たばこ」の課税区分を設ける。 ・紙巻きたばこの本数への換算について、重量に基づく換算方法を見直した上で、小売価格に基づく換算方法もあわせて導入する。 ・平成30年10月から5年間で段階的に見直す。 					

東日本大震災からの復興財源を確保するための税制措置

税金の種類	内 容	適 用
復興特別所得税	各年分の基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を課す。	平成25年分から平成49年分まで
個人住民税	均等割税率を1,000円（都道府県民税：500円*、区市町村民税：500円*）引き上げる。	平成26年度から平成35年度まで

*地方団体によって、額が異なる場合があります。